

函館市監査公表第3号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年4月28日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 企 画  
令和 8 年(2026年) 3 月 31 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、  
次のとおり通知します。

部 局 名	企画部
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他( )
監査等実施期間	令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 12 月 25 日   提出日   令和 8 年 2 月 10 日
監 査 項 目 等	公の施設の指定管理者監査 公の施設 函館市青函連絡船記念館摩周丸 対象団体 特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会
区 分	勧告事項・指摘事項・ <u>意見</u>
<p>函館市青函連絡船記念館摩周丸の管理に係る経費について、照明器具が消耗品費と修繕費に、7 月分の電気料が 2 回重複して計上されていたほか、支払済のガス料金の計上漏れなどの複数の誤りにより、協定書第 15 条に基づき提出されている収支決算書に不備があることが確認された。また、パートタイム労働者の人件費について、給与は勤務実態に即して支払われていたものの、出勤簿の記録が勤務実態と一致していない事例があった。</p> <p>管理業務の決算額を正確に把握できない場合、適正な管理運営を確保できないおそれがあることから、モニタリングにおいては、提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針(平成 21 年 5 月策定)が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実かつ的確に行い、適切な施設管理に努められたい。</p> <p>また、出勤簿は勤務時間の証拠書類となることから、正確な勤務時間を記載するとともに、勤務実態と一致しない出勤簿については訂正の内容や経過がわかる記録を残すよう指導されたい。</p>	
措置内容、対応・考え方	
<p>令和 6 年度の収支決算書に不備があった事例につきましては、指定管理者において令和 7 年度から経理業務を担当する職員を 1 名から 2 名に増やし、体制の見直しを行いました。このたびのご意見を受け、改めて指定管理者に対し、チェック体制の強化等を行い、適切に管理するよう指導を行ったところです。</p> <p>また、出勤簿の記録が勤務実態と一致していなかった事例につきましては、訂正の内容や経過がわかる記録を残すとともに、勤務実態と出勤簿の記録を定期的に確認のうえ、正確な勤務時間を記載し、管理するよう指導を行いました。</p> <p>今後につきましては、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針に則り、所管部局として、評価、指導、指示などを行い、適切な事務の執行に努めてまいります。</p>	